

市立高教組ニュース

第 1 号 2016 年 4 月 22 日 (金) 発行

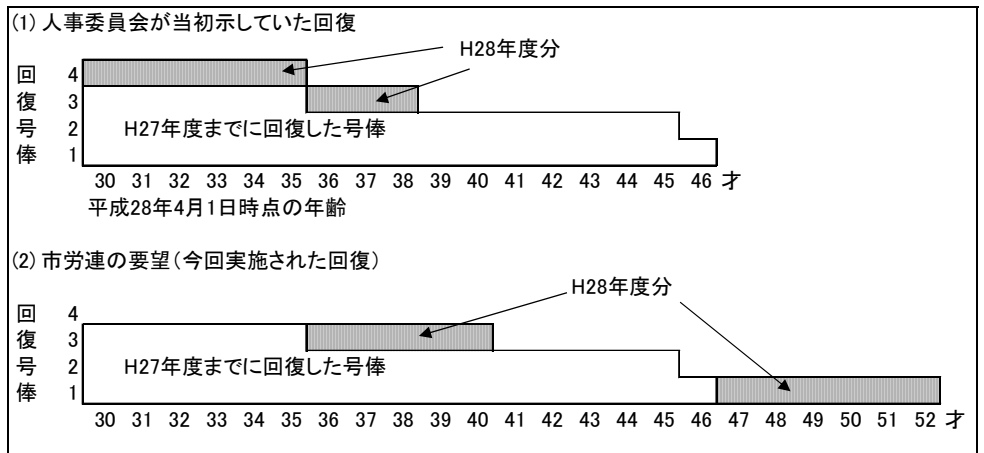
発行 仙台市立高等学校教職員組合
 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
 仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
 書記長 笠原 好修

4月からの給料と勤務評定

4月1日に最後の号俸回復が行われました。

仙台市職員は、給与構造改革時に4年間昇給抑制を受け（県では行われませんでした）、通常の昇給では3号俸しか昇給しませんでした。仙台市人事委員会ではその回復措置を平成25年から4年間かけて、若年層を中心に回復させてきましたが、最後の1年は市労連の要求が通り、一部高齢層へも号俸の回復措置が取られました。

(右図参照)



地域手当満額支給

震災の際に私たちは、諸手当算出の基礎となる給料7.8%の賃金削減を押しつけ、諸手当に影響しない地域手当3%の削減を4年間受けてきましたが、それが3月で終了し、4月からは地域手当が満額支給になっています。

そして始まった現給保障

給料明細について、3月から変更のあった部分

給料	4月1日から新給料表に切り替わり、3月に比べて削減された給料が支給されています。(2-74以降)
給料差額	3月までは、07年給与構造改革時の差額が支給されていました(一部の高齢層)。4月からはそれが廃止され、3月に支給されていた給料(4月1日昇給した人は旧給料表でその額)になるように、差額が支給されています。
教職調整額	(給料+差額) × 0.04 給特法で教育公務員に支給される4%
扶養手当	扶養親族がいる場合に支給
地域手当	3月までは (給料+差額+教職調整額+扶養手当) × 0.03 4月からは (給料+差額+教職調整額+扶養手当) × 0.06

給料明細をみて、4月の支給額は増えたと思いますが、差額支給は5年間ということが決まっています。新給料表で現在の給料+差額を将来的に超える人は今後も昇給機会がありますが、おおむね50歳以上の職員は今後の昇給機会はこの所ない状況になってしまいました。

地方公務員法改正に伴って行われようとしている勤務評定

10月から9月を評価期間として行う能力評価と4月から3月までを評価期間として行う業績評価の2本立てで行われます。能力評価は昇給に反映し、業績評価は勤勉手当に反映されます。ただし、H28年度は試行期間として評価はするが賃金への反映は行われなことを仙台市当局と約束しています。私たち教職員をどのように評価して、どのように賃金に反映させるかの話し合いがこれから行われます。

市立高教組は

地方公務員法では「職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体」という位置づけで、仙台市人事委員会へ登録し、仙台市と交渉する権利を有する唯一の教員の団体ということになってはいます。が、仲間意識をもった教員集団というのが組合員一人一人の気持ちです。困ったときはお互い様。いろんなことを相談できて、場合によっては解決する手段も持ち合わせています。でも、組合の先生が年々減っています。勤務評定が導入されると給料にも差が生まれることになってしまいます。それで本当に教育現場は良い方向に向かっていくのでしょうか。勤務評定が導入されることが決まった以上、現場からの意見も取り入れてもらえるよう交渉を続けていきたいと思っています。

組合加入申込書

私は、教職員の勤務条件の維持改善と経済的社会的地位の確立を図るとともに、教育の民主的建設及び組合員の機能的識見の向上を図り文化の進展に寄与するために加入を申し込みます。

(フリガナ)

氏名

印

(生年月日 19 年 月 日)

2016年 月 日

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合執行委員長 殿

勤務校	職名	
	教職 勤務年数	年 月